

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	令和5年度臨時特別給付金給付事業の支給に関する事務基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中野市は、臨時特別給付金給付事業の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の実態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

中野市長

## 公表日

令和5年7月5日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	令和5年度臨時特別給付金給付事業の支給に関する事務
②事務の概要	<p>【事務の概要】</p> <p>中野市では、令和5年度分住民税非課税世帯または家計急変世帯(住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められるもの)に対し、物価高騰の負担が大きい低所得世帯の生活を支援するため、住民税非課税世帯及び家計急変世帯を対象とした臨時特別給付金の支給を実施している。当該事務は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号。以下、「公金受取口座登録法」という。)第10条の特定公的給付に指定されており、適切かつ速やかに支給を行うために、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>【特定個人情報を取り扱う事務】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 住民税非課税世帯に対する確認書の送付・受付、審査、支給に関する事務</li><li>2 家計急変世帯に対する申請受付、審査、支給に関する事務</li><li>3 決定通知書、通知書発送に関する事務</li><li>4 給付金支給に関する事務</li></ol>
③システムの名称	臨時特別給付金システム、個人住民税システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
臨時特別給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第101項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 番号法別表第二 第121の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4</p> <p>【情報提供】</p> <p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 番号法別表第二 第121の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部 福祉課 〒383-8614 長野県中野市三好町一丁目3番19号 電話 0269-22-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 福祉課 〒383-8614 長野県中野市三好町一丁目3番19号 電話 0269-22-2111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

### Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

#### 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

#### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	-----------	---

#### 3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[  ]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----	---

#### 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[  ]提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------------------	-----	---

#### 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

#### 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

#### 8. 監査

実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査
-------	--------------------------------	----------	----------

#### 9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

